

平成 26 年度第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 26 年 4 月 18 日（金）午後 6 時 30 分～7 時 45 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田 直範 会長
矢吹 徹雄 副会長
植松 美由紀 委員
村上 岑子 委員
斯波 悦久 委員

[事務局] 総務部長 佐々木 隆哉
同部情報政策課長 椿原 功
同課文書・統計担当 主査 工藤 隆之
同課文書・統計担当 主任 作田 洋二

[諮問課] ①福祉総務課
課長 桑島 朋子、主幹 高井 史朗
②契約課
課長 下野 進、主査 米原 早苗

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

- 1 石狩市民生委員児童委員活動に係る個人情報の提供について（福祉総務課）
- 2 公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問（契約課）

【報告】

- 1 平成 25 年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況

○第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】平成 26 年度第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。初めに委員の皆様は再任でございますが、改めてご紹介させていただきます。

向田 直範 様 北海学園大学法学部教授をされております。
矢吹 徹雄 様 矢吹法律事務所所長をされております。
植松 美由紀 様 株式会社 FM北海道に勤務されております。
村上 岑子 様 人権擁護委員をなされております。

斯波 悦久 様 斯波悦久税理士事務所所長をされております。

ただ今、委員の皆様のご紹介をさせていただきました。本日は、この後、会長、副会長の互選ののち、お手元の会議次第にもありますように、諮問案件が、新規1件、昨年度からの継続審議1件、合計2件についてご審議いただきます。その後、報告が1件ございます。また、本市の審査会が終了しましたのち、お疲れとは存じますが、石狩北部地区消防事務組合の審査会も引き続き、よろしくお願いします。

それでは、正・副会長の選任の件ですが、選考についてご意見を受け賜わりたいと思いますがいかがでしょうか。

【斯波委員】 向田さんに会長を、矢吹さんに副会長をお願いしたいと思うんですが。

【椿原課長】ただ今会長に向田委員、副会長に矢吹委員を推薦する声がありましたが、いかがでしょうか。

それでは会長に向田委員、副会長に矢吹委員を選任いたします。なお、事務局のほうは課名が変わりまして、情報推進課から情報政策課となっております。課長は私が留任しておりますので、今後ともよろしくお願いします。では向田会長より会長就任のあいさつをお願いします。

【向田会長】 こんばんは。先ほど総務部長もおっしゃられていましたけど、16年目ということで、そろそろ引退したいという気もないわけではないのですが、いろいろ問題出てくると思いますが、どうぞよろしくお願いします。

早速ですが、本日の予定について事務局からお願いします。

【椿原課長】 本日は保健福祉部福祉総務課所管の石狩市民生委員児童委員活動に係る個人情報の提供についてと総務部契約課所管の公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問の2件についてご審議いただきます。

諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

はじめに、「石狩市民生委員児童委員活動に係る個人情報の提供について」でございますが、保健福祉部福祉総務課よりご説明いたします。次に、昨年度からの継続審議でございます「公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問」について、総務部契約課よりご説明申し上げます。なお、こちらの審議は石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により非公開といたします。

次に、報告事項として、平成25年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきましては、私からのちほどご説明申し上げます。

【向田会長】 それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明願います。

【椿原課長】 それでは、配布いたしました資料の確認をいたします。会議次第1として「石狩市民生委員児童委員活動に係る個人情報の提供について」と、2として「公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問」の諮問書の

写しと資料、以上お手元にございますでしょうか。

【向田会長】 それでは、諮問の関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。
それでは、諮問課より諮問内容を説明願います。

○佐々木部長より向田会長に諮問書 1 通を渡す。

1 石狩市民生委員児童委員活動に係る個人情報の提供について（福祉総務課）の審議

【高井主幹】 民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことを職務とする非常勤で特別職の地方公務員です。民生委員の職務として、民生委員法第 14 条第 1 項において、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」がその職務の一つとして定められており、各担当地域内の実情を把握し、地域住民に対し適切に相談・援助を行える態勢を整えておくことが活動の基本となっています。

市では、これらの活動を円滑に行えるよう支援するため、平成 14 年度第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会に「市内居住の 65 歳以上の夫婦世帯及び独居世帯を構成する者」に関する民生委員への個人情報提供について諮問し、妥当とされる答申をいただいたことから、これまで先に述べた個人情報の提供を行ってきたところです。

しかしながら昨今、高齢化の著しい進行に伴い、高齢者自身が父母等の親族を引き取ったり、兄弟姉妹が同居しているケースなど、高齢者の世帯構成も多様化しており、これまでの情報のみでは支援の必要を把握できないおそれがあること、また、障がい者等についても同居の方からの申し出や相談がない限り把握することは困難であるなど、相談、援助を行うにあたっての必要十分な情報が得られていないという民生委員からの声も伺っております。

これらの状況を踏まえ、民生委員児童委員が、各担当地区において緊急時に援護を必要とする方へ速やかに対応を行ったり、日常的な見守り活動を適切かつ円滑に行えるよう支援するため、この度諮問書に記している個人情報を追加して提供することに関し、諮問するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【向田会長】 どうぞご自由に、審議ください。

【植松委員】 まず対象者の数はどうなっているのでしょうか。

【桑島課長】 感覚的なものですがけれども 900 人ぐらいと押さえています。

【向田会長】 よろしいでしょうか。

【矢吹副会長】 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこととありますが、障害の等級までいいとして、交付年月日なんて必要なんですか。全員が民生委員の活動と関連して対象になるんだろうか。多分にそうじゃな

いでしょう。

【桑島課長】行政が活動記録の中で押さえています。

【矢吹副会長】そうなる全員の情報に渡すのですか、という議論になるのですよ。

そういう風に考えると、高齢者だけで区切る必要がそこはあるのだろうかと思うわけです。だから先ほど言ったように情報の内容のところの交付年月日は必要なのですか。

【村上委員】併せてですけど、前もそういう風にやられていたとお聞きしましたが、そういう情報を任期が終わるまで民生委員さんが持っているというのはいかがでしょうか。

同じようなことが今後も続くということですね。(1)から(3)の今のこの資料だけでは、分からない。民生委員さんがこういう情報を、何かがあった時に必要だということはすぐわかるのですが、こういったものをずっと持っているというのが気になりますね。

【向田会長】65歳以上って何か根拠があるのですか。

【高井主幹】今までの中で、さらに必要な情報として。

【村上委員】前は65歳以上の夫婦世帯及び独居世帯を構成する者、今回は65歳以上の者のみで構成される世帯。うちもだなあと思うわけですよ。そういうものが一覧表になるわけでしょうか。個別の何か対象になる世帯の項目だけでしょうか。

【高井主幹】はい。

【村上委員】それを民生委員の方に必要があるから知りたいではなくて、取り扱いを注意するとした上で認めるということですね。

【植松委員】任期三年のあいだに状況が変わったり、その辺のやりとりはどうなんですか。

【桑島課長】この情報というのはあくまで台帳のそれを活動報告に。

【矢吹副会長】対象というところに問題が近づいているんですけども、4月に渡されたとして、その後、状況が変わるのではないですか。

【高井主幹】お渡ししたもので、いろいろ変わって来るところもありますので、先ほど申し上げたとおり、元々ございますので。

【矢吹副会長】委員さんが何代にもわたって作っていく情報、民生委員さんの活動はここからスタートするのではないのでしょうか。

本当にこれ必要なのかというのが疑問です。

【村上委員】なんとなく今までつかんでいたものとしては、個人情報は大事に扱いましようということで認めてきた。行政がリストを作るというのはそれがなかったら仕事が出来ないから作るというイメージを持っていたんですね。でも民生委員さんのほうに、そんな形で情報が全部出ているなんて。第一に高齢者の方たちに、「お渡していますよ」という情報は出しているんでし

ようか。逆に1人1人聞くというのは大変だし、そういうことは出来ないからこそういうことをするんだろうとは思いますが。自分の情報がどういう風に使われているかということはどうなのか。

【斯波委員】現在、民生委員の方が活用する場合には、古い情報で使っていることになりますか。

【桑島課長】次の時には3年後に提供します。

【斯波委員】3年ごとに更新しているというやり方なのですね。つまり今回の対象者は65歳以上ということで行くなれば、毎年例えば4月の時点で更新してあげないと情報が常に古くなってしまうということになりますよね。

【向田会長】問題はそれをどのように民生委員に提供しているかということですね。でも民生委員さんがそれをずっと使われるというのもちょっと疑問です。

【斯波委員】交付年月日、認定年月日という事項は、民生委員の業務上必要性があるのでしょうか。

【村上委員】尋ねたり、聞いたり話したりすれば当然伝わる話。でも今作ろうとしているのだから、調べて。

【向田会長】ちょっと危惧しているのですが、この情報が民生委員さんのところへ行ったときに、どういう風になるかがわからなくて。

【矢吹副会長】手帳が何かに書き重ねていく可能性があるわけで。

【植松委員】地域のつながりが薄くなってきているという。

【矢吹副会長】逆にこの情報を渡せば、「私これだけやればいいんだ」という危険もある。これはこういう情報を持てばどういうことになるかという観点からの話で、個人情報の提供がらみでいえば民生委員さんの職務を行うのに本当にこの人たちの情報をすべて提供しなければならないのかと。

65歳以上の人たちみんなの情報を提供しなければならないのかということ。身体に何らかの障害があっても自立して生活している人はたくさんおります。その人たちの情報を全部提供しなければならないのかという問題があるわけです。また情報の内容を見ていったときに世帯主とかはなんで提供しなければならないの。そうしなければ職務が遂行できないとは到底考えられない。交付年月日も認定年月日も同じということ。ちょっと。職務との関係でどうなのか。

【佐々木部長】本件につきましては、内容を整理した上で改めてご審議をいただくということでしょうか。

【向田会長】どういう情報を与えるかということと渡った情報をどういう風に管理していくかということに重要な関心があります。よろしいですか。

【斯波委員】もう一つ言わせてもらおうと、高齢者65歳以上と、そういうひとつの横の線引きだけでなく、縦の線引きの仕方。横でやって、さらに縦を何本かの線引きの仕方、民生委員の職務のからみからすると例えば65歳以上でも

収入がいくら以上あるとか、そういう縦の線引きでもっと絞り込みをするような検討が出来ないのかどうかということも併せて検討していただきたいなど。

【向田会長】65歳以上でまず線引きして、問題なければ落して行くのですよ。

【斯波委員】必要じゃない人がたくさんいるわけですから。

【向田会長】初めの基準として65歳以上というのを設定したと思うのですが、前回の話との関連で、元気な人は落していくという話になって、範囲を狭めていくと。

【矢吹副会長】人間というのはこれこれ、情報をもらったらこれだけやればいいんだというものになりかねないものだから、逆にこういうものを渡すということが危険でもあるんですよ。

【植松委員】人数が多すぎるなというか、かなり多いのではないかという点に危惧があります。

【向田会長】ということでもう一度、継続審議にしたいと思います。

【村上委員】具体的な状況も知りたいなと思います。民生委員さん何人も知っていますが、個人情報って解らないからすごく困るんだということを聞いたことがあります。だけどそれを縫ってやるのが民生委員の仕事だと思うのですよ。

(諮問②について、異議申立てについての審査を行うための会議となり、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、会議が公開が適当でないと明らかに認められるものとして非公開とされたもので審議の詳細も非公開とし、要点のみ記載とする。)

○実施機関より前回の審査会において指示を受けた第三者への照会結果についての報告

- ・第三者からは以下について「開示されると支障がある」との回答。

決算報告書のうち「販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書の全て」、「貸借対照表、損益計算書の内訳部分」、「民間企業名・・・全て」

○実施機関が再度検討した結果の報告

- ・第三者から開示されると支障があるとされた決算報告書のうち回答書に記載のない「株主資本等変動計算書」は公開しても良いと判断できる。
- ・本市の競争入札参加資格審査申請において提出を求めている決算報告書と国土交通省における測量業、地質調査業、建設コンサルタントの登録者において義務付けられている現況報告書（公衆の閲覧に供される）との比較。

○審議内容（質疑応答）

- ・建設コンサルタント現況報告書（以下「現況報告書」という。）は添付書類として石狩市にも提出されているか。→提出されている。
- ・国土交通省では現況報告書は誰でも見られるか。→誰でも見られる。
- ・国土交通省の現況報告書に載っていない情報を石狩市は持っているか。→製造原価報告書については国土交通省の現況報告書と同じものとは判断できない。

○結論

- ・第三者が石狩市の競争入札参加資格（工事関係委託）を得るため、実施機関に提出した申請書類の内の以下の書類について。

①事業経歴書

現況報告書においては、直前1年間の主な契約について、5件以内で記入することとある。本件対象文書の①事業経歴書と一致する蓋然性はなく、事業経歴がすでに公となっているとは断言できない。

②決算報告書

イ) 貸借対照表

大項目は同一、中項目で一部項目が異なる個所があるのみ。

ロ) 損益計算書

同上。

ハ) 販売費及び一般管理費内訳書

同上。＊現況報告書の損益計算書中に記載。

ニ) 製造原価報告書

現況報告書に記載なし。

ホ) 株主資本等変動計算書

現況報告書と全く同じ。

以上から、イ)～ハ)については同等の情報が記載されていると判断できる。ニ)については、すでに公となった情報とは判断できない。ホ)については同じ情報が記載されていると判断できる。

販売費及び一般管理費内訳書、貸借対照表及び損益計算書については、現況報告書中に同等の情報が記載されていることから開示しても第三者の事業経営上支障があるとは思えないこと、また、株主資本等変動計算書については特に意見が述べられていないことからいずれも開示してもよいと判断できる。

・異議申立人が主張する札幌市において同種の情報が開示されている点について→開示に際し第三者への意見聴取の結果が不明であり、また、判断がどのようになされたか不明であるため、石狩市が行った石狩市情報公開条例に基づく原処分
の判断と同様に解することはできないと考えられる。

○ 平成 25 年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況の報告

【向田会長】それでは、報告事項のほうお願いいたします。

【椿原課長】それでは、私から報告事項として「平成 25 年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況」の報告をいたします。

添付されております情報公開・個人情報保護制度の実施状況をご覧ください。

まずは、情報公開制度でございますが、

平成 25 年度は全体で 13 件、このうち全部開示が 9 件、うち 8 件が市長部局で、1 件が教育委員会でございます。

個人情報・事業活動情報等を伏せての一部開示が 2 件、これは市長部局でございます。

該当文書が存在しない不存在が 1 件、こちらも市長部局でございます。

取り下げが 1 件、こちらも市長部局でございます。

続きまして、個人情報保護制度でございますが、個人情報開示請求が全体で 1 件。こちらは一部開示でございます、市長部局でございます。

なお、異議申立てが 1 件、市長部局で本日の案件となっている状況です。

以上、平成２５年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況の報告を終わります。

【向田会長】はい、ありがとうございます。みなさん何かありましたらどうぞ。

【向田会長】よろしいですか。それでは事務局のほう、さきほどの答申を含めてもう一度確認してください。ひとつは民生委員の活動に関しての処理の仕方とそれと答申の一部不開示について。

【椿原課長】はい、今後の動きとしましては、まず諮問１のほうですが、所管課と民生委員の団体との調整を図ったうえで、資料等の目途がついた時点で日程の調整をさせていただきたいと思います。

諮問２のほうにつきましては、先ほどの決定がされた内容を元に答申案を作成し、皆様にご覧いただいた上で決定ということとさせていただきたいと思います。

【向田会長】みなさま、どうも長い間ありがとうございます。

○閉 会

議事録確定 平成２６年９月１９日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範